

報道機関各位

スポーツ推進課

タイトル スポーツ施設利用促進事業の終了について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	スポーツ施設利用促進事業 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業)
日時・場所等	7月1日(水)～8月25日(火) ※利用定員に達したため終了 赤穂カントリークラブ・赤穂国際カントリークラブ
趣旨・目的(PＲしたいこと) 市内ゴルフ場(赤穂カントリークラブ・赤穂国際カントリークラブ)の支援及び市民のスポーツ意欲喚起を図るため、7月1日以降のゴルフ場利用者について、利用料金の一部(1人1回1,000円)を補助する「スポーツ施設利用促進事業」を実施してまいりましたが、利用定員の10,000人に達したため事業を終了しました。 なお、7月から8月に掛けての両施設の来場者は、前年同期比4,051人増加し(49.0%増)、好評を博しました。 【赤穂カントリークラブ】 ・実施期間：7月1日～8月25日 ・利用者数：5,000人 ・補助金額：5,000,000円 【赤穂国際カントリークラブ】 ・実施期間：7月1日～8月14日 ・利用者数：5,000人 ・補助金額：5,000,000円	
問い合わせ先	部課係名：教育委員会 スポーツ推進課 担当者名：児島 電 話：43-6869 (内線 2328) F A X：43-6895

添付資料(有・無)○ホームページへの掲載(有・無)